

特定非営利活動法人日本小児循環器学会利益相反（COI）委員会規則

（委員会の設置）

第1条 定款施行細則第11条に基づき、特定非営利活動法人日本小児循環器学会（以下「本会」と呼ぶ）の運営のため、本会利益相反（COI）委員会（以下「COI委員会」と呼ぶ）を置く。

（目的）

第2条 COI委員会は本会における会員の利益相反状態を適切にマネジメントすることで、研究成果の発表やそれらの普及・啓発などの活動を中立性と公明性を維持した状態で適切に推進させ、小児循環器病学領域の予防・診断・治療の進歩に貢献することを目的とする。そのために、現状の問題および解決策を検討し、理事会に提言する。本会の各種活動及び他学会との連携・調整等に関わる事項について議論する。

（構成と定員）

第3条 COI委員会の構成は、担当理事を委員長とし、理事会で承認された委員からなる。

2. COI委員会の定員は10名程度とし、そのうち複数名からなる副委員長を置く。
3. COI委員会は小児循環器領域と心臓血管外科領域の委員で構成する。
4. 外部委員を若干名置く。
5. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者に協力員として出席を要請し、意見を求めることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 委員長、副委員長の任期は2年とし、連続2期を限度とする。

（選任方法）

第5条 委員は評議員のうちから理事会において選任する。

2. 委員長は理事会において選任した担当理事があたる。
3. 副委員長は委員の互選によって定める。

（解任）

第6条 委員の解任は委員会において3分の2以上の議決により行うことができる。

（補充）

第7条 委員がその職を全うできないときは、委員長は委員会の議を経て、補充すること

ができる。

2. 補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務)

第8条 COI委員会の業務は本学会が行うすべての事業活動におけるCOIマネジメントを行う。全ての事業活動とは以下のものとする。(1) 学術講演会の開催、(2) 学会機関誌、(3) 研究および調査の実施、(4) 研究の症例および研究業績の表彰、(5) 専門医および修練施設の認定、(6) 生涯学習活動の推進、(7) 関連学術団体との連絡および協力、(8) 国際的な研究協力の推進、(9) その他目的を達成するために必要な事業。

(運営)

- 第9条 COI委員会はCOI委員長が招集し、委員長が議長を務める。委員長が職務を行えないときは、副委員長が代行する。
2. COI委員会の成立定足数は定員の2分の1以上とする。出席できない場合は、委任状を提出することができる。
 3. 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 4. COI委員会を開催することが困難であると委員長が判断した場合は、委員の2分の1以上の同意を得た場合に限り、電子メール、ファクシミリ、その他の電磁的記録をもって表決することができる。
 5. 会議の議事については、議事録を作成する。

(事務局)

第10条 COI委員会の事務局は、特定非営利活動法人日本小児循環器学会事務局に置く。

(改正)

第11条 本規則の改正は理事会の議決により決定し、総会に報告する。

(雑則)

第12条 この規約に定めるものの他、COI委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成27年9月27日から施行する。